



# ニュースレター

2024年（令和6年）10月5日 グリーフワークかがわ広報部

## ◆アウェアネス・リボンに思うグリーフケア◆

先日、新聞で10月の「乳がん月間」に合わせて、丸亀町壱番街ドーム広場でライトアップが始まったという記事を見ました。乳がん検診の受診を促進する「ピンクリボン運動」のシンボルカラーでドームを彩り、一般市民に早期発見・治療の大切さを訴える活動。ピンクリボン運動は、1980年代アメリカの乳がんで亡くなられた患者さんの家族が「このような悲劇が繰り返されないように」との願いを込めて作ったリボンからスタートした乳がんの啓蒙運動とのことだそうです。

このようないりボン運動は、輪状に折った短い一片のリボン、もしくはリボンを描いたものを身に付ける事で、さまざまな社会問題や難病において、さりげない支援や賛同を、示すものだそうです。

このリボンの事を、アウェアネス・リボンと呼ぶそうです。アウェアネス(Awareness)とは、「意識」「気づき」という意味。疾病に限らず、何らかの社会問題に対して支援を行っていることや、関心を持っているという意思表示の意味を持つとのこと。又、訴える課題によってリボンの色が変わり、それぞれにメッセージがあるそうです。なんと、数十種類もあるそうです。

そして、10月には、3つのリボン運動があります。まず、1つ目が、ピンクリボン運動。

2つ目がピンク&ブルーリボン運動。毎年10月9～15日は、Baby Loss Awareness Week。亡くなった赤ちゃんとご家族に想いを寄せる1週間だそうです。流産・死産・新生児死等で赤ちゃんを亡くしたご家族への心のケアや支援の必要性について意識を高め、お空の赤ちゃんへ共に想いを寄せることで、希望を失いかけているご家族の孤立を防ぎ「ひとりじゃないよ」と生きる力を支えることを目的としているそうです。そして、短い時間でも家族に幸せをくれた赤ちゃんの命を讃える大切な機会となっているそう。

3つ目が、シルバーリボン運動。脳や心に起因する疾患（障害）およびメンタルヘルスへの理解を促進することを目的として展開されるとのこと。世界精神保健連盟が、1992年より、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、正しい知識を普及することを目的として、10月10日を「世界メンタルヘルスデー」と定めました。そして、この「世界メンタルヘルスデー」に合わせ、日本ではシルバーリボン運動により各地で普及啓発イベントを行っており、香川県でも、10月4日（金曜日）から10月10日（木曜日）までの期間、高松シンボルタワーがシルバーにライトアップされるとの事。

グリーフワークかがわでは「子どもの声が聞こえますか」というテーマのもとに、毎年3月11日から1週間を子どものグリーフワーク週間として2017年からヴァイオレットリボン運動を行っています。紫色のリボンには、紫外線が目に見えないことから、「子どもの心の痛みに大人が気付き、見

えるように」という願いが込められています。

アウェアネス(気づき)とは、「自分自身に気づく事」「客観的に自分や状況をみる力」。そして、社会問題や運動に関心を持ち、自分にできる支援とは何かを考える。あくまでもアウェアネス・リボンは、そのきっかけのひとつに過ぎません。

リボンの色に込められた意味、その奥にある思いは、グリーフケア・グリーフワークに繋がっているように思います。10月にある3つのリボン運動。いろいろなキャンペーンも開催されるようです。多忙な日々ではあるかと思いますが、少しだけ足を止めて、ライトアップされた丸亀町ドームやシンボルタワーを見上げてみてはいかがでしょうか？

認定グリーフカウンセラー 青木節子

## ◆2024年9月8日 第201回理事会◆

### 《審議事項》

#### 第1号議案:8月末の会計に関する事項

事務局長から8月末現在の貸借対照表と損益計算書をもとに説明があり、了承された。

#### 第2号議案:自殺予防土曜ホットラインかがわの報告の統一に関する事項

自殺予防土曜ホットラインかがわ事業(以下「ホットライン」とする)のコーディネーターへの報告と記録の保管方法が統一されていないことから、今後の対策について審議した。ホットラインのマニュアルを確認した結果、報告と記録のみならず認定カウンセラーのホットライン担当の体制、報償費、倫理問題についても確認する必要があり、引き続き認定カウンセラーア会議と理事会で審議することで了承された。

#### 第3号議案:必須研修に関する事項

教育研修担当理事から2件の必須研修案が提示された。次回の理事会で実施要領を策定した上で、内容を決めていくことで了承された。

#### 第4号議案:ニュースレター編集担当に関する事項

現在のニュースレター編集担当が交代することとなり、後任について、認定カウンセラーア会議で作業手順を示して担当者を募ることで了承された。

#### 第5号議案:共同募金会のイベントへの人員派遣に関する事項

10月26日(土)の共同募金街頭募金活動への参加協力依頼について、認定カウンセラーメーリングで周知し、希望者があれば参加を回答することで了承された。

#### 第6号議案:三木町中学生保護者向け講演の講師派遣に関する事項

11月22日(金)開催の講演への講師の派遣について、講師の選定を審議した結果理事長を派遣することで了承された。

第7号議案:長寿大学への講師派遣に関する事項

講師の選定については審議未了。継続して内容を検討していくことで了承された。

第8号議案:技術援助問い合わせフォームに関する事項

技術援助の問い合わせフォームをHPに設置する案について、技術援助担当理事との協議が必要であり、次回の理事会で審議することで了承された。

第9号議案:GWK 報償費及び委託料に関する支払い規程の改訂に関する事項

第200回理事会第2号議案からの継続審議として挙げられていた管理部門の報償費の基準を加筆した改訂案が示された。個人名の記載は必要なく、2024年9月8日施行で了承された。

第10号議案:会計処理専用パソコンの管理に関する事項

事務局担当者以外個人名がファイルに保存されているため、理事2名での聞き取りと管理者が同席することと、会計専用パソコンは個人情報管理用キャビネットに保管することで了承された。

以上